

補助金 (A)

民間 (C)

- ・民間が実施する『事業』に対して補助を行う
- ・名称としては『補助金(仮)』を用いる
- ・助成金との違いを明確にする(手続きが異なる)
- ・手続きは
補助申請 → 審査 → 交付決定 → 事業実施 → 完了報告 → 審査 → 交付確定
- ・協働事業とは異なり、行政としてしなければならない事業ではないが、民間が主体となって実施する事業を奨励するために補助を行う
- ・制度には終期を設定する(公金支出の根拠となる要綱等を制定する際に期限を設ける)。終期が到来し、制度を延長する場合には、必要性や成果を検証して改めて意思決定する。
- ・実績評価(会計検査)、効果測定を実施し制度の必要性を検証する

民 + 公 (協働) (D)

- ・行政と民間が協働で実施する『事業』に対して補助を行う。
- ・名称としては『協働分担金(仮)』を用いる。
- ・補助金と協働分担金の違いを明確にする必要あり(制度の期限、目的等が異なる)
- ・手続きは
補助申請 → 審査 → 交付決定 → 事業実施 → 完了報告 → 審査 → 交付確定
- ・協働事業は行政もすべき事業で、地域の団体・民間等も一緒に行うべきもの。事業の負担割合は事業に応じて個別に決定する(事業経費の全額を補助金とするものもあり。団体は労働力を提供するなど換価できないものについては実態に応じて考慮する)
- ・行政と民間が協働して行うもので、補助金に予め年限を定めることはない
- ・時代とともに官民の領域が変わって、民間主体で実施する事業に対する補助金へ移行する、または行政が本来すべき事業へ移行するなど、社会情勢の変化に伴い制度の見直しを行う

行政 (E)

委託的補助 (f)

- ・行政が本来実施すべき事業を、効率等を考慮し、民間が事業を実施して、その対価として補助金を交付する
- ・本来は業務委託として発注すべきもの
- ・委託的補助に分類されたものは将来的には委託への移行を検討する

交付金・負担金・補償的 (g)

- ・相手方(他自治体)と契約(覚書等)を交わすことで、支払うことが義務的に決定しているもの = 『負担金』
- ・行政が行ったことに対する補償的なものとして、市が一方向的に支給するもの = 『交付金・補償金』

制度的 (h)

- ・法令により、国や府などの補助事業を、市を通して相手に支給するなど、市の裁量が少ない制度

事業促進助成金 (i)

- ・推奨する行為・事業の普及促進のための負担軽減、サービスを受ける費用の負担軽減、一定の要件を満たしている場合に金銭を支給
- ・名称としては『助成金(仮)』(および利子補給金)を用いる
- ・助成金の中に、性質的な分類として普及促進等のための『事業促進助成金』と経済的支援や福祉的目的のための『支援助成金』を内包する
- ・手続きは 補助申請 → 要件確認 → 交付確定 (要件を満たしているかのチェックのみを実施し、審査は不要)
- ・事業実施の是非は個人・団体が判断し、主体となって事業を実施し、金銭的負担を軽減するために助成金を支給する

助成金 (B)

支援助成金 (j)